

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。本年も何卒よろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、さくら通信は本号で145号となりました。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすくそして楽しく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

平成29年元旦

自分史

自分史作成の準備中です。誇れることは何もありません。自分なりに頑張ってきた自負はあります。その軌跡を書き残そうと思っています。子・孫・まだ見ぬ曾孫は読んでくれるでしょうか。



(竹内)

平成29年度税制改正大綱について

新聞報道等にあるとおり、平成28年12月8日付けで、平成29年度与党税制改正大綱が公表されましたので、主な改正事項をまとめてみました。

<個人所得税関係>

◇配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(平成30年分以後の所得税から)

配偶者の年収要件を103万円から150万円に引き上げ、150万円超～201万円以下では控除額を段階的に減らす。
世帯主(夫)の年収が1,120万円を超える専業主婦世帯にとっては増税に。

<法人税関係>

◇研究開発税制のうち、増加型が廃止され、総額型に統合(平成29年4月1日以後開始事業年度より)

◇中小企業向け投資促進税制が改組

- ①生産性向上設備等税制が拡大され、「中小企業経営強化税制(即時償却・税額控除)」が創設(平成29年4月1日～平成31年3月31日)
- ②中小企業投資促進税制(特別償却・税額控除)から器具備品が対象外とされた上で、2年延長
- ③中小商業サービス活性化税制(特別償却・税額控除)が、2年延長(税額控除は上記①～③を合わせて法人税額の20%が限度)

◇償却資産税減税措置について、地域・業種を限定した上で、測定工具・検査工具等、一定のものが追加

<資産税関係>

◇取引相場のない株式の評価方法の見直し(類似業種比準方式)

- ①配当金額、利益金額、簿価純資産価額の比重について1:1:1(現行1:3:1)とすることで、高収益企業の株価上昇が抑えられる反面、純資産価額の大きい会社は株価上昇の可能性が生じる。
- ②類似業種の株価について、現行「前月、前々月、前々月の前月、前年平均」とされているものに、「課税時期の属する月以前2年間平均」が追加される。(平成29年1月1日以後の相続・贈与等より適用)

◇取引相場のない株式の評価方法の見直し(会社規模区分)

「大会社」「中会社」の適用範囲が総じて拡大されることで、類似業種比準価額の割合が上昇し、株価が低くなる可能性が生じる。(平成29年1月1日以後の相続・贈与等より適用)

◇土地評価の改正(平成30年1月1日以後の相続等から適用)

広大地の評価について、面積比例で減額する方式から各土地の個性に応じ「形状」と面積に基づき評価する方法に変更。

本大綱は、今年3月の通常国会にて法案として成立することが予想されます。

2月13日(月)には当事務所主催の『改正法セミナー』を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

(大寺)

平成 29 年 新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひ致します。



平成 29 年の厚労省の主な改正(予定)として、

- ① 65 歳以上雇用保険加入(1 月)
- ② 育児・介護休業法改正(介護のための所定労働時間短縮等)(1 月)
- ③ 国交省建設業社会保険未加入対策
【下請けガイドライン改正⇒二次下請以下がカギ・特段の理由なく未加入労働者は入場拒否(4 月)】
- ④ 年金受給資格期間 25 年⇒10 年に短縮(9 月分より)
- ⑤ 妊娠・出産等によるマタハラ防止義務
- ⑥ 外国人技能実習適正化法 成立等…

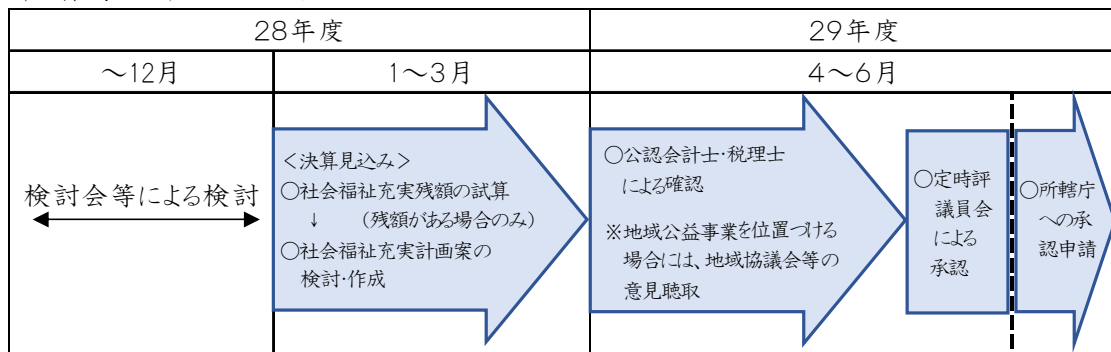
その他、詳細は 2 月 13 日(月)の改正セミナーでお知らせ致します。又、労基署の毎年 11 月は、過重労働防止月間です。しかし、去年の電通問題をきっかけに調査が厳しくなってきたように思われます。ある労基監督官が言っていました。「私はお金のこと(未払残業代)を言っているのではないのです。長時間労働により、労働者が病気になったり、死んだりしたら困るでしょう。」「【過重労働防止⇒過労死防止】労使双方で良好な雇用関係を結び、ワークライフバランスのとれた働き方で、今年も皆様方の事業所及びご家庭の益々のご繁栄をお祈り致します。 (竹内政代)

非営利法人 — 社会福祉充実計画について —

前号にてお伝えした「社会福祉充実残額」が生じた場合には、「社会福祉充実計画」を作成し、実施が求められます。計画作成の手続きとして、公認会計士・税理士等への意見聴取を経た後に理事会・評議員会の承認を得て所轄庁の承認を得ることが必要とされています。

計画に位置付ける事業は、1. 社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)、2. 地域公益事業、3. 公益事業の順により検討・実施し、職員の処遇改善を含む人材投資、サービスの質の向上につながる建物・設備の充実、地域のニーズに対応した新たなサービスの展開など法人の実情に応じた取組を盛り込むものとされています。

計画作成に向けた法人のスケジュール



次号は、会計監査人の設置についてお送りします。

(非営利法人担当)

会計制度 — 原価計算と管理会計について②① ～予算管理⑤ 単年度予算作成の概要～ —

今回は、単年度予算作成の概要を紹介します。

単年度予算は、中長期予算が作成された後に、その内容を落とし込んでいくことで作成していきます。その際、経営者が主体となって数値を決めていく方法が一般的ですが、経営者が単年度の目標売上高や目標利益を従業員に伝え、従業員がその目標に基づいて予算数値を決定していく方法も考えられます。従業員を予算作成に介入させることで、予算に対する責任感をもたせるとともに、モチベーションの向上につながることもできます。

また、単年度予算は、従業員の行動計画に利用しやすくするため、中長期予算と比べると費用の金額の内訳を細かく設定することが一般的です。したがって、単年度予算を考える際には、費用が変動費なのか固定費であるのかをおおまかに把握しておくことで作成しやすいでしょう。

次回は、数値例に基づいて単年度予算を作成していきます。

(孝志洋)

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 31日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満10月~12月分>(労働基準監督署)
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
労働保険料の納付<延納第3期分>(郵便局または銀行)
有期事業概算保険料延納額<12~3月>の納付

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届



リスマネ委員会 — 医療保険 —

医療保険は各保険会社が力を入れている商品であり、新商品も続々と販売されています。種類が多様化するにつれ、選ぶのも大変です。
ごく簡単な目安としては…

まずは自分に医療保険が必要か知ろう！！

日本は社会保障制度が充実しており、すべての人に医療保険が必要なわけではありません。
まずは民間の医療保険が自分にとって本当に必要なか確認しましょう。

公的医療保険制度を知ろう！！

民間の医療保険を検討する上で1番大切なのは公的な保障からどれくらい保障が受けられるか知ることです。知ることによって自分にどれくらいの保障が必要か判断することができます。

自分に合った医療保険を選ぼう！！

あまり難しく考えずに自分にはどの保障が必要か整理し、今の自分に支払っていただける保険料を設定しましょう。

医療保険は各保険会社販売しているもので、自分で検討する場合は5社くらいの商品の比較をお勧めします。自分で調べてもよくわからない場合は複数の保険会社の商品を取り扱えるファイナンシャルプランナーに相談するのも良い選択肢でしょう。

(さくらビジネス)

医療係 — 棚卸資産 —

棚卸資産とは、販売することを目的として保有される財貨、用役又は投下される財貨、用役をいいます。
病院での棚卸資産とは以下のようなものが挙げられます。

棚卸にかかわる勘定科目の取り扱い

勘定科目	説明
医薬品	医薬品(投薬用薬品、注射用薬品、外用薬など)
診療材料	診療材料(カテーテル、縫合糸、酸素、レントゲンフィルムなど)
給食用材料	給食用材料(患者給食のために使用する食品)
貯蔵品	①医療消耗器具備品(診療、検査、看護、給食など医療用の器械などのうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に費消するもの)
	②その他の消耗品及び消耗器具備品

棚卸資産の取得価格は、原則として、その資産の購入代価、取得のため又は販売の用に供するために直接要した費用の支出額の合計です。したがって、付随費用(引取運賃や購入手数料など)も取得価格に含まれることになります。

(後藤)

資産税係 — 年末ジャンボが当たった場合の税金 —

宝くじの当選金に対する所得税や住民税は非課税となっています。

当選金自体には税金がかかりませんが、他の人に当選金の一部をあげると、年間110万円を超える金銭の贈与に関しては、贈与税がかかります。

仮に1億円を他人にあげた場合、税金が5,100万円かかるので、実際には4,900万円しか渡すことは出来ません。もし共同購入した場合でも、代表者が当選金を受け取った後、メンバーに分配すれば贈与税がかかるのでご注意ください。

共同購入で当選金を分配したい場合は、銀行で受け取る際、分配したい人全員の名義(受取人の署名・捺印がある委任状が必要)で受け取れば、税金がかからず分配できるそうです。

毎年、番号の見間違いや勘違いなどで、換金しないケースがあるそうですので、宝くじを買われた方はご確認をお忘れなく！！

(坂田)

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
(1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
(2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- 2 支払調書の提出 提出期限…1月31日
- 3 源泉徴収票の交付
(1)交付期限…1月31日
(2)交付先… ①所轄税務署長 ②受給者
- 4 固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…1月31日
- 5 個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)
納期限…1月中で市町村の条例で定める日
- 6 28年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- 7 28年11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…1月31日

- 8 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…1月31日
- 9 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…1月31日
- 10 5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…1月31日
- 11 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> 申告期限…1月31日
- 12 消費税の年税額が4800万円超の10月、11月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税> 申告期限…1月31日
- 13 給与支払報告書の提出
(1)提出期限…1月31日
(2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
(3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

謹んで新春のお慶びを申し上げます



2回開催 (モイ吉)
子供のためにご飯を作る (奥)
気力充填 (H2)
平常心で過ごす (YM)

J1昇格 (ばんばん)

今年こそ、三度目の正直! (EO)
エンゲル係数減少! (AHシュープリーム)
コレステロール値減少! (HKマングラ)
貯金を増やす (I)

100を切る (I)
ダイエット、軽微な運動 (たかし②)
魚で稼いで、マラソンで自己ベストを出し、
ゴルフ年間平均100切り! (あもう①喜)
筋力をつける!! (M)
80台を5回以上出す (たかし)

本年も、皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張りたいと思います。さて、2017年1月号ということで、毎年恒例の「今年目標」を掲載しました。ぜひ、ご覧ください。(松本)

健康第一 (大寺)
10年勤続旅行へ行く!! (こんぴー)
年間1,000kmはしる[自転車] (T)
10km走る (AM)
孫になつてもらふこと(ふなっしー)
いろんな意味で東京進出!! (くまもん)
発言上手になる!! (たかし早)
朝活をする! (NT)

メタボ解消・腹筋強化 (F,N)
よく食べてよく眠る (N)
楽 (社保☆)
料理の腕を少しでも上げる (MS)
健康的に痩せる (Y)
風邪を引かない! (ま)

経費をいかに (kh)
即行リベンジ (ごっち)
家内安全(SE)
お遍路さんを制覇して
高野山に行く!! (YY)

滑舌の改善 (K)
よく歩く (T)
体力をつける(M)
自分のための時間を作る (ドカベン)の妹
着られなくなった服を着られるようにする (O)

年末年始休暇のお知らせ

12月29日(木)から1月3日(火)まで

年末年始休暇とさせていただきます。
ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

研修会のご案内

日時:平成29年2月13日(月) 14時より
場所:徳島県教育会館

皆様のご参加を心よりお待ちしております。(要予約)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品やサービスを奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181